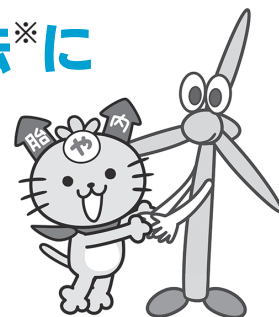


「胎内市及び村上市沖」が再エネ海域利用法※に基づく促進区域として指定されました！

※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律



市長コメント



『いよいよ、洋上風力発電の促進区域指定に』

かねてより、市報その他、さまざまなところでお伝えしてきた洋上風力発電について、村上市沖と併せた胎内市沖が、このほど促進区域に指定されました。

私自身、不断の思いで願ってきた促進区域指定ですので、当市の新たな時代の希望の光として、市民の皆さまとともにその価値を育んでいきたいと思っています。

地球環境に優しい再生可能エネルギーの導入・促進は、まさに時代の要請するところであり、そのことは地域の誇りを醸成することにもつながっていくことでしょう。

エネルギーはいろいろな視点から考察されるべきであり、望ましい組み合わせを考えていかなければなりませんし、洋上風力発電についてもさまざまな課題を解消しながら進めていかなければなりません。そのことを踏まえつつ、しっかりと推進していく考えでありますので、ご理解の程、よろしくお願いします。

これからどうなる？

年内にも国による事業者の公募が開始され、その約1年後に事業者が選定されることが見込まれます。

環境アセスメントを経て、建設、運転開始に至るまでには早くても5、6年程度かかるといわれています。

どんなことが期待される？

観光振興

雇用創出

地域活性化

地球温暖化の抑止

新たな産業の
創出

地域の誇りの醸成
(シビックプライド)

自主財源の確保

など



撮影：日本風力発電協会

新潟県胎内市及び村上市沖の洋上風力発電とは？

胎内市と村上市の沖合（9,188.1ha）では風況が適しており、漁業操業および船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれ、着床式洋上風力発電の適地とされています。そのため、既に複数の発電事業者が関心を示しています。洋上風車の大きさや配置、発電所の規模等を始めとする具体的な計画は事業者選定後に明らかになってきます。

今後の市の取組

- ・講演会の開催（令和4年度内）
- ・地域振興策の検討
- ・発電事業者の公平で公正な競争環境の整備に向けた取組
- ・市内商工業者に対する必要な情報の提供

